

# グループ ハート to Heart 会 則

(名 称)

第1条 この会は、グループ ハート to Heart と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は代表宅におく。

(目 的)

第3条 この会の目的は、地域の人たちが支えあい安心して生活できる街づくりに役立つ、ボランティア活動をすることを目的とする。

(活動の内容)

第4条 (1)きずなサロンハート to Heart の運営 (阿佐ヶ谷中学校 フリー会議室)

(2)あさ北きずなサロンの運営 (コミュニティふらっと東原)

(3)Mama's 工房の運営 (馬橋児童会)

(4)地域福祉活動ニュース 阿佐谷きずなの発行 (偶数月 3,000 部)

(5)地域の高齢者団体の活動支援 (いきいきクラブ、支え愛グループ、等)

(会 員)

第5条 この会の会員は、会の趣旨に賛同する人で構成する。

(入 会)

第6条 この会の入会資格は、会の目的に賛同し活動に参加できる人とする。

(役 員)

第7条 この会は、会員の互選により以下の役員を置きます。任期は1年とし、再選もできるものとする。

(1) 会長 1名 会をまとめ、代表します。

(2) 副会長 1名 会長を補佐し、会長不在時に代行します。

(3) 会計 1名 会の経理を預かります。

(総 会)

第8条 この会は、年に一度総会を開き、その年度の予算と活動計画を決め、前年度の決算を承認します。また、必要に応じて、臨時総会を開催します。

(運営経費)

第9条 この会は、利用者より運営協力費として、1回につき100円を徴収して、その経費を賄います。

(会 費)

第10条 この会は、入会金、会費などは徴収しない

(会則の改正)

第11条 この会の会則は、総会において、会員の多数決で改正することができる。

付則 この会則は、令和3年4月1日から適用します